

令和6年4月24日

保護者様

船橋市立市場小学校
校長 生井 敏昭

学校における合理的配慮の提供について

日頃より、本校の教育活動にご理解ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、平成28年4月1日から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、「障害者に対して不当な差別的取扱いを行うこと」が禁止されると共に、国・地方公共団体（公立学校を含む）において、合理的配慮の提供が義務となっております。

学校においては、児童が円滑に学校生活を送ることができるよう、個々の教育的ニーズに応じた教育の充実に努めて参ります。つきましては、「合理的配慮の提供」について、ご質問、ご要望がある場合は、教頭、または、特別支援コーディネーター、学級担任までご相談ください。

あわせて、6学年保護者を対象とした中学校の支援学級、通級指導教室の見学の案内も来ておりますので、希望がある場合はお申し出ください。

※以下、船橋市教育委員会作成の資料になります

1) 合理的配慮の提供について

https://www.city.funabashi.lg.jp/gakkou/0001/ichiba-e/0004/p079967_d/fil/gouriteki.pdf

2) みんなちがってみんないい!!

https://www.city.funabashi.lg.jp/gakkou/0001/ichiba-e/0004/p079967_d/fil/minnatigatte.pdf

3) 船橋市相談窓口ガイドブック

<https://www.city.funabashi.lg.jp/shisetsu/bunka/0002/0001/0011/pl25398.html>